○**文化庁告示第五十三号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として宇陀市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文化庁長官　青柳　正規

（**歴史資料の部**）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
染田天神講連歌関係資料 一、連歌類　七十六通 一、文書・記録類　四十二通、一冊 一、天神名号　一幅 一、机　一脚 一、唐櫃　一合	平成二十七年文部科学省告示第百四十二号	染田区	奈良県宇陀市室生染田

○**文化庁告示第五十四号**

次の表に掲げる物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第三条の規定に基づき、同法第二条第一項の規定による認定を取り消す。

平成二十七年九月四日

文化庁長官　青柳　正規

（**絵画の部**）

名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
絹本著色釈迦文殊普賢図伝白思恭筆　三幅	昭和十年文部省告示第四百二十二号	清水美貴雄	埼玉県三郷市さつき平二―四―二―一〇五

○**文化庁告示第五十五号**

次の表に掲げる物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第三条の規定に基づき、同法第二条第一項の規定による認定を取り消す。

平成二十七年九月四日

文化庁長官　青柳　正規

（**工芸品の部**）

名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
陶製油滴天目茶碗　一箇	昭和十年文部省告示第四百二十二号	富田昌孝	東京都世田谷区瀬田二―九―一七
磁製玳皮釉花瓶　一箇	昭和十六年文部省告示第四百八十八号	富田昌孝	東京都世田谷区瀬田二―九―一七
陶製緑釉黒花**餅**　一箇	昭和十三年文部省告示第二百一号	富田昌孝	東京都世田谷区瀬田二―九―一七
短刀銘　相州住秋廣　一口	昭和十六年文部省告示第七百九十二号	有限会社盛光堂	東京都中央区銀座八―一一―一四

○**厚生労働省告示第三百六十四号**

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十七年九月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久